

## 特別養護老人ホーム 江古田の森 介護予防短期入所サービス利用料金

平成30年4月1日

### 【一般 第4段階】

	1日					
	サービス利用料金 (1割負担の場合)	サービス利用料金 (2割負担の場合)	食事代	居住費	計(3食) 1割負担の場合	計(3食) 2割負担の場合
要支援1	569	1,137	朝 400 昼 700 夕 400	1,970	4,039	4,607
要支援2	707	1,412	1日 1500		4,177	4,882

### 【第3段階】

	1日					
	サービス利用料金 (1割負担の場合)	サービス利用料金 (2割負担の場合)	食事代 (1日の限度額)	居住費 (1日の限度額)	計(3食) 1割負担の場合	計(3食) 2割負担の場合
要支援1	569	/	朝 400 昼 700 夕 400	1,310	2,529	/
要支援2	707	/	限度額 650		2,667	/

### 【第2段階】

	1日					
	サービス利用料金 (1割負担の場合)	サービス利用料金 (2割負担の場合)	食事代 (1日の限度額)	居住費 (1日の限度額)	計(3食) 1割負担の場合	計(3食) 2割負担の場合
要支援1	569	/	朝 400 昼 700 夕 400	820	1,779	/
要支援2	707	/	限度額 390		1,917	/

### <加算利用料> ※該当するもののみ

※自己負担2割の場合は約2倍の金額

	1日(円)	備考
●サービス提供体制加算 I (イ)	20	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
●サービス提供体制加算 I (ロ)	13	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の50%以上の場合
●機能訓練体制加算	14	日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退防止の訓練を実施した場合
●送迎加算	片道205円 ※送迎実施区域外は自費加算をいただきます	
●若年性認知症利用者受入加算	134	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
●療養食加算	7(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●認知症行動・心理症状緊急対応加算	222	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に算定
●介護職員処遇改善加算	算定単位数の8.3%に相当する単位数	

○その他個人負担 理美容代・医療物品代・医療機関受診代・電話代 等